

請 願 文 書 表

受付番号	第3号
件名	「個人事業主の家族の働き分（自家労賃）が認められるよう」所得税法第56条の廃止を求める意見書採択に関する請願書
受付年月日	令和3年2月15日
請願者	三田市 XXXXXXXXXX 三田民主商工会 会長 林 正之
要旨	<p>〈請願の趣旨〉</p> <p>小規模事業・家族経営の商売は、事業主をはじめ家族全員の労働によって支えられています。しかし、そうした家族従業者の働き分（自家労賃）は、所得税法第56条の「事業主の配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」という条項により、必要経費としては認められていません。事業者の配偶者は86万円、その他の家族は50万円と時給900円（最低賃金）にも達しておらず、このわずかな控除額が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。</p> <p>所得税法第57条が示す、青色申告にすれば「働き分」を経費にすることが出来ますが、2014年（平成26年）1月1日からは、すべての事業者者に記帳義務が課せられ、青色申告と白色申告にさほどの違いはありません。申告の仕方で差をつける事や同じ労働に対する対価を白色申告では認めないという制度は矛盾しています。</p> <p>アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国など世界の主要国においては、家族従業者の「働き分」を必要経費と認め、家族従業者の人権・労働を正當に評価しています。日本でもすでに同趣旨の意見書が551自治体（2020年12月末）で採択されています。</p> <p>以下の理由から、三田市議会においても趣旨を十分にご理解いただき「所得税法第56条」を廃止し家族従業者の「働き分」を認め、その支払いを必要経費に算入できるよう、国に「意見書」を上げていただきますようお願いいたします。</p> <p>〈請願事項〉</p> <p>1、所得税法第56条の廃止を求める意見書を採択し、国に提出すること。</p>
紹介議員	水元 サユミ
付託委員会	経営政策常任委員会